様式第2号

居住部分の床面積及び共同利用設備に関する判断基準チェック表

国土交通省・厚生労働省関係 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第8条関係

○ 専用部分の規模並びに構造及び設備等

※タイプ別にまとめて記載してください

住戸タイプ	専用部分の床面積（㎡）	住戸数（戸）	判断基準による床面積計算		構造及び設備等				
					水洗便所	洗面設備	浴室	台所	収納設備
201ﾀｲﾌﾟ	25.50	10	25.00 ×10	＝250.00	○	○	○	○	○
101ﾀｲﾌﾟ	20.50	8	20.50 ×8	＝164.00	○	○	×	×	○
合計		18戸	合計（A）	414.00㎡					

○ 共同利用部分

設備等名称	整備箇所数	合計床面積（㎡）	整備箇所
食堂	1	75.00	1階
浴室	2	10.00	1階
	合計（B）	85.00㎡	

① 原則住戸専用床面積　18戸 ×25㎡＝　450 ㎡

② 住戸専用面積（A）及び共同利用部分面積（B）の合計床面積

414.00　＋　85.00　＝　499.00 ㎡

②　＞　①　より　OK

共同利用する設備等の基準

国土交通省・厚生労働省関係 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第9条関係

台　所（有・無）	居室のある階ごとに、入居者が共同利用できる調理施設（コンロ、シンク及び調理台を備えたもの）を備えているか。	YES	NO
収納設備（有・無）	施錠可能な個別の収納設備を戸数と同数以上備えているか。	YES	NO
浴　室（有・無）	男女別の浴室を備えているか。	YES	NO
	戸数10 戸につき1人分（10 戸以下の場合は2人分）以上の浴室を備えているか。 デイサービスセンター等が同一建物内に併設されており、その浴室を時間外に利用できるものは、1人分の浴室を備えているものとする。 浴室のない住戸数　8戸　8　÷　10　⇒　2　人分以上必要	YES	NO
	居室のある階ごとに浴室を備えていない場合は、エレベーターで移動できるか。	YES	NO